共通入札公告【電子入札方式】

1　入札手続き等に関する事項

（1）入札方式について

本件は、「電子入札」で実施する。管財情報課ホームページに掲載している「海南市電子入札に係る取扱要領」を熟覧の上、入札手続きをすること。

（2）入札書等の提出について

ア　入札書は、海南市電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）により個別入札公告で定める入札期間内に提出するものとし、持参、郵便、電信その他の方法による提出は、認めないものとする。ただし、紙による入札が認められた者は、この限りではない。

イ　入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ　落札候補者となるべき者が２者以上あるときは、「３　開札に関する事項」（４）の要領によりくじを行うため、くじ番号も記載すること。

エ　一度提出された入札書の書換え、引替え又は撤回は認めないものとする。

オ　一度提出された入札書は、返却しないものとする。

カ　入札期間以外に到達した入札書は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

（3）入札の無効について

海南市契約事務規則（以下「規則」という。）第 12 条の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（4）入札の失格について

最低制限価格に対する入札書比較価格（最低制限価格の 110 分の 100 に相当する価格をいう。）未満の入札をした者は失格とする。

2　入札参加に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて備えていること

（1）地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者。

（2）海南市建設工事競争入札参加資格を有する者であること。

（3）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者。

（4）海南市建設工事等の契約に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者

（5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者にあっては、再生計画認可の決定後、海南市の競争入札参加資格の再認定を受けている者。

（6）同一入札に参加しようとする者との間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

①　子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

① 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあっては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第２項又は会社更生法第 67 条第１項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されうると認められる場合

① 複数の単体企業により構成される組合等（以下「組合等」という。）とその組合等を構成する単体企業の場合

② その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（７）その他の要件は、個別入札公告において定めるものとする。

３ 開札に関する事項

（１）開札は、個別入札公告に示した日時に電子入札システムにより執行する。

（２）開札は、入札事務に関係のない市職員が立ち合いの下で執行する。

（３）開札の結果、落札候補者となる者が、２者以上ある場合は、電子入札システムの電子くじにより審査順位を決定するものとする。なお、電子くじの方法は、別に定める。

（４）開札の結果、落札候補者となる者の審査順位が決定したとき、発注者は、当該入札者の入札参加資格の審査を行う。審査の結果、入札参加資格を満たしていないと認めた場合は、当該入札者が行った入札を無効とした上で、次順位者の入札参加資格審査を行う。なお、落札候補者が決定するまで同様の手続を行うものとする。

（５）発注者は、落札候補者が決定したときに、その旨を落札候補者に通知する。この場合、落札候補者は、「４ 技術審査資料に関する事項」に定める技術審査資料を提出しなければならない。

（６）開札状況は、速やかに電子入札システムにおいて公表する。

４ 技術審査資料に関する事項

（１）落札候補者の審査は、落札候補者から提出される技術審査資料により行う。なお、技術審査資料は、次の要領に基づき、提出するものとする。

ア 現場代理人等通知書

イ 現場代理人並びに主任技術者等の経歴書

※技術者の専任配置を求める工事の場合は、３ヶ月以上の雇用関係を必要とする。

ウ 主任技術者の資格者証の写し

エ　主任技術者等の恒常的な雇用関係が確認できる書類（次の各号のうちいずれか）
※技術者の専任配置を求める工事の場合は、３ヶ月以上の雇用関係を必要とする。
（ア）健康保険証（社会保険に限る）
（イ）雇用保険の加入を証する書類
（ウ）源泉徴収簿又は給与支払台帳など
オ　技術者の専任配置を求める工事の場合は、現場における主任技術者等が営業所専任技術者と重複していないことを確認できる書類（専任技術者証明書の写し）
（２）一度提出された技術審査資料の書換え、引替え又は撤回は、特別な事情がない限り認めないものとする。
（３）上記（１）に係る技術審査資料の提出期限は、開札日予定日の翌日午後５時までとする。

5　落札者の決定方法に関する事項
（１）発注者は、落札候補者から提出された技術審査資料を審査し、審査の結果、落札候補者を落札者として適当であると認めた場合、当該落札候補者を落札者と決定する。
（２）審査の結果、落札候補者を落札者として不適であると認めた場合は、当該落札候補者が行った入札を無効としたうえで、次順位を新たに落札候補者とし、技術資料等の提出を求め、審査を行うものとする。なお、落札者が決定するまで同様の手続を行うものとする。
（３）落札者が決定したときは、契約締結後速やかに海南市入札情報公開システムにより公表する。

6　契約に関する事項
（１）落札決定後、契約の日までの期間に、落札者が「２　入札参加者に必要な資格に関する事項」の各号のいずれかの要件を満たさなくなったときは、契約を締結しない。この場合、本市は落札者に対し、何らの責任を負わないものとする。
（２）本件における契約条項は、入札公告から開札日まで、管財情報課のホームページに掲載している工事請負契約条項又は業務委託契約条項とする。
（３）契約締結後、消費税及び地方消費税の改正税率の適用となる契約については、後日、改正税率による変更契約を行うこととなるので留意すること。

7　その他
この共通入札公告、個別入札公告に定めのない事項については、規則、その他関係規定の定めるところによる。ただし、それにより難い場合は、市長が別に定めるものとする。